

# 血圧計導入促進助成事業

## 【実施要領】

### 1. 助成対象

- (1) 岐阜県内に認可を受けた営業所に高機能な血圧計を購入(買取・割賦)する会員事業者 (中小企業者※) とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- (2) 令和6年3月16日から令和7年3月14日に新規(新品)導入する機器で、別表に示すもの。

### 2. 助成金額 (※国の補助金との併用は不可)

- (1) 機器価格の1/2の額(千円未満切捨て)。但し、5万円を上限とする。
- (2) 1営業所1台かつ1事業者2台までとする。

**※但し、国等の補助を受ける機器は、助成を受けることはできません。**

### 3. 予 算

20万円(全ト協予算含まず)

### 4. 交付申請期間

令和6年4月22日(月)～令和6年12月20日(金)

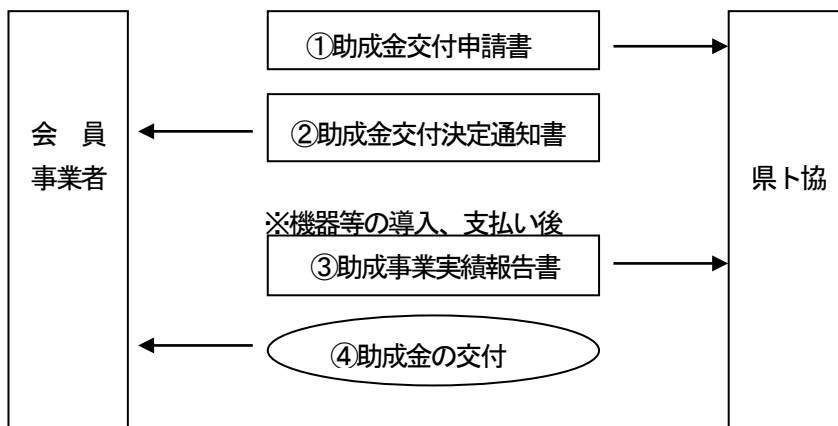
### 5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

### 6. 事業実績報告

血圧計導入促進助成事業実績報告書(様式3)により機器導入・支払後、速やかに報告すること。  
最終報告期限は、令和7年3月14日(金)とする。

## <助成のフローチャート>



※交付決定後の申請の変更又は取り下げは、「助成金交付申請(変更・取下)届出書」が必要です。